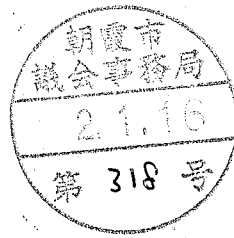


様式第10号 (第5条関係)



2020年1月16日

朝霞市議会議長 様

議員名 田中 幸子

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和元年度 (平成31年4月分～令和元年12月分) 政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位: 円)

科目	金額	備考
政務活動費	180000	
利子等		
合計	180000	

2 支出

(単位: 円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	180000	西町1-7-17 3F 家賃一部
合計	180000	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

No. _____

領收證

田口 義 校

2 年 用

201.201

発行日

1/21

30/3

契約条件

領収印鑑

収入印紙

収入印紙

自 3 / 年 1 月 3 / 日
至 年 月 日

内 訳

1ヶ月	20/号 ¥78,840.	¥
¥	20/号 ¥108,000.	¥
¥	30/号 ¥6,400.-	¥
	AA ¥273,240.-	

備考 この領収証は二年間通用致し金銭の受授については最も必要なものでありますから大切に保管して下さい。

契 約 事 項

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 日限りこの領取証と共に相違無く持参の事を確約致します。

様

4/3/年 2月分	3/年 / 月3/日 受取りました	20/号 領取 20/号 印鑑 30/号	78,840 108,000 86,400
3/年 3月分	3/年 2月28日 受取りました	20/号 領取 20/号 印鑑 30/号	78,840
3/年 4月分	3/年 3月30日 受取りました	20/号 領取 30/号 20/号 30/号 下水	78,840 108,000 86,400 74,000 82,800 83,600

4 3 / 年 5 月分	3 / 年 4 月 26 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400
1 年 6 月分	1 年 5 月 5 / 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400
R 1 年 7 月分	1 年 6 月 29 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400

1 年 8 月分	1 年 7 月 5 / 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400
R 1 年 9 月分	1 年 8 月 3 / 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400
R 1 年 10 月分	1 年 9 月 30 日 受取りました	領収 20 / 号 印鑑 20 / 号 30 / 号	78,800 108,000 86,400

78,800
108,000
86,400

R1年 1/月分	1年10月3日 受取りました	20/号 領収 印鑑 30/号	78,840.- 108,000.- 86,400.-
R1年 12月分	1年11月29日 受取りました 下	20/号 領収 印鑑 30/号	178,840.- 108,000.- 86,400.- 128.- 732.-
R2年 1/月分	1年12月30日 受取りました	20/号 領収 印鑑 30/号	108,000.- 86,400.-

年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	

丸尾建設株式会社

代表取締役

尾 幸 和

埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号



預り金3万円以上
償却
無17の2印紙
有17の1印紙
(借主保管用添付)

店舗賃貸借契約書

物件の表示	所在地	朝霞市三原1丁目7番17号		
	名称・室番号	丸尾ビル 3階 301号室		
	面積			
	構造	鉄骨造 普 建 棟		
賃料	(うち消費税 6,000円也)	管理費	(うち消費税 400円)	
	壹ヶ月 75,000円也	共益費	金 5,000円	
保証金 敷金	(うち消費税.....円也)	金	(うち消費税.....円也)	
	金 400,000円也		金.....円也	
但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い質権設定等に供することを禁ずる。□本証をもって預り証とする □別紙預り証を発行する				

貸主 丸尾建設株式会社 (以下甲と称す)

借主 田辺淳 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを買借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は平成 29 年 9 月 1 日より平成 32 年 8 月 31 日迄向う 3 年間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 未 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を 1 ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は 金をもってこの弁済に充当することができる。

第 9 条 乙の都合により本契約を解除する時は 3 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3 月分の家賃を支払わなければならない。

第 10 条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)

引継の通り、店より〜有り

尚 (保証金においては、償却無しとする)

更新料の手元とする

更新料、専任手数料、10,000円と消費税8%有り

上記契約の証として、本契約書を 通作成し各当事者署名捺印の上各々通を保有する。

平成 29 年 8 月 日

丸尾建設株式会社

貸主 住 所 代表取締役 尾 市 和 夫
氏 名 (甲) 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

借主 現住所 埼玉県朝霞市三原1-12-24
氏 名 (乙) 田 辺 淳

連帯保証人 現住所 埼玉県朝霞市三原1-12-24
氏 名 田 辺 厚 子

() 第 号

取引業者 住 所
氏 名

取引主任者 第 号